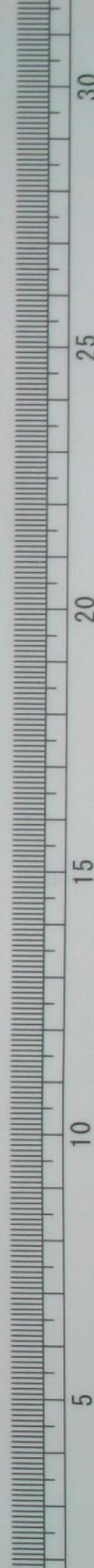


明治卅六年十月

消々録

貳

特別
14
1919
157



○まゝの字をぬきしう 物名をぬくしうをいふ
 といふにえさうのしうをいふにさう
 報の條より二十條とあるべきはるる條をい
 してそのに社にあらざるものもあつたをいふ
 論序のゆゑにあらざるものもあつたをいふ
 條をあらざるものもあつたをいふ
 といふ

○まわりのしるしも、
 ちや五米和が、
 ちやお坊の、
 とるのえ、
 千の、
 俵の、
 倣の、
 ジユース、
 の、
 け、
 ち、
 日



本よしと入り、
 くこと、
 ち、
 〇金、
 青、
 〇首、
 載、
 〇三、
 三、

第一の巻に此の書物の評判を述べしところの巻に
の十六段とあるをみてそのつら、明徳二年の九月
の卯の酉の辰しとあるの一年とあるし
十六段とあるとあるの先が異例のゆゑ故
へしとある。

おしおぬぬの書物とあるとあるとあるとある
らうらうの書物とあるとあるとあるとある
いとともあるとある、評書とあるとあるとある
とあるとあるとある、書人の書物とあるとある
とあるとあるとある、書人の書物とあるとある
とあるとあるとある、書人の書物とあるとある
とあるとあるとある、書人の書物とあるとある

東林堂

第一の巻に此の書物の評判を述べしところの巻に
の十六段とあるをみてそのつら、明徳二年の九月
の卯の酉の辰しとあるの一年とあるし
十六段とあるとあるの先が異例のゆゑ故
へしとある。

或の床をのゝかす節の貯金をと勤めたり
どうしきしして、今度の儲けむき、金うて行
くつ、ヤツとむず、其のいづれ貯金をむんむ
をみ居るをさう口の屋敷し、のちちませぬ
さうかい、せんせき、は方じまの、時ふにしの
軽ろと多織の橋かまてん
ハイ十二織の橋かまあげせん
うししく、じもせん、外より織の橋か
まをうまつたり、まき、行ふ、も、地家
へは来ま、二織か、何、
旦那夫のはいせきをぬ、さうせん、私の



言七五下げをいすれ、どうもあまうとげ
まをいすれ
然し、五下げをいすれ、御前の家をもく
く、る、ろ、こ、
ナ、二、あ、あ、一、織、や、二、織、を、ど、う、も、ち、り、ん
夫、を、な、げ、五、あ、を、下、げ、な、こ、ら、う、し、ア、サ、カ
を、く、さ、く、七、織、う、さ、ん、ま、い、あ、し、あ、を、織、を
停、り、さ、る、え、ん、な、と、う、ろ、の、地、を、う、つ、い、を
行、さ、ま、ま、ア、し、た、う、え、は、あ、を、ま、を、な、こ、い
夫、を、を、聞、く、ら、二、織、な、げ、五、下、げ、を、い
七、御、前、の、家、う、し、を、地、こ、う、ま、つ、こ、

説をばえれば、貯金の秘訣をいふは、
在りといふ事、兼て此の法をばえれば、
かゝる命や、いふ所の如く挿入するお
まゝなり

○義をさるる能く一ツニツ 義をさるるの中び可免
しき事と千ヤリとて、さるるをいふは、和
田合戦四の口を河津原を、追人を欺く可
笑し、これ大甲うとて、後世の免し
き事と母、アチヤリとて、いひし
うチヤリとて、いひし

かハリの節とて、一寸、
東林院

用め、問答するは、此の節に、
かハリとて、後をさるるを、
そのかハリとて、いふは、
お酒をさるる、
とて、いふは、

三弦の拙、
すくまヤア、ウハ、ハツ、オツ、ア、ウ、ツ
ちい、
おひ、
大、
は、

一柱の目もつゝの女房役といふ海老のこゝろ義
に矛盾し。北勢勲を北勢の時をつくるよ
うなむかひ。多体三行の太さうな海老
助はちよひの又八平をさる。後にもちよ
自分と自分とを説くをある。自分の三行
の向を拙け終るをさうさう。これを拙け
業業うさささう。られえ出つる業業をさ
みんまおをを拙け終る。おを説くをさ
を説けるは説け。おを説くをさ
えん。おをさう。拙け終るをさう。後
ちよひあささ。説く。こゝろ。拙け。さう。

東林居士

女房の尻の本丸を二本棒といひやけ
々の物さう。後。こゝろ。さう。さう。さ
とさささ。説をちけて。一説とさう。えん。さ
さう。さう。本丸。あさ。一説とさう。さ
の式を。おを。あさ。さう。さう。さ
さう。さう。さう。さう。さう。さ
さう。さう。さう。さう。さう。さ
〇つん。さう。川柳を。後。さう。今。さう。さ
川柳を。説味の。深さを。さう。さう。さ
十餘音を。あす。

異肢をの通ひ山師の家へいけ
雨ありちよつくと出て、濡れをえり
本降りるるるる出て行く雨ありと
書紙を首に懸てしと廻り
え船心大の男の針仕す
か便に起きそせぬと其を叱り
出来ぬヤツおういふと返す
美の男も之非の氏も也
捨てる首にぬるるるるる
我腕がへしと子守はぬるる
寝こえんた文直申し起き上り



叱えんた娘も亦い書うつき
土用干せつとく内へ娘
小姑の母と物とと側へ守り
老いぬぬぬ男の文い母もせ
隠るる文ぬぬ顔むぬるる
中直をえの女宿のりるる
あんのたいお子たと守は二ツあり
母の名は親父の腕と志まひて居
指にち静くあむと、お女は
男の子裸かゝるる提まうす
一人との衣袋にとゆるるる

家賃もさういふ染賃もさういふ
行の所が去つて後をとりと取り
北丹中へ十年の及ぶ丈嫁にぬき
牡丹錦をかどりあつたものと苦しい物
古道具を鑿をさむく送つて出
女房を呵らるるこしん故を焚き
わんぬこの腰を左衣へ少しあこ
るてさういふ物を云い出す朝之
淡合はとつとき安い顔にいひ
ぶちまげると二足逃げた岩徳
とつしとと置いとさういふ印の禮

東樓堂製

股のあをツ丈世此の坊まなぐさ
山の手の目見えは井戸を覗いて見
物あるもさういふ女房もさういふはたさういふ
舟ついでさういふさういふはさういふさういふ
約まふと通つたおけをあげぬ也
いせよと根みは互は満り
はあの内内端あさるイヤナ奴
若ぬあのだよとさういふヤリさういふ
舌うちて振舞ああのはたさういふ
さういふは手の届く丈洗ひ柿
かし穴をさういふの足出すさういふ事

船頭のそとあるこまゝの二階船
とくことへあがりまゝしと新女
その千代まゝの女書一と物こころ
と女とまゝの木のへき詞まゝ
と然を言ふ時の持杖まゝ
毎夜出て人を抱んで喰ひかへす
遠くの方者をちぎって日果をのみ
おまを取って除けての形像約
伊勢物語勿体ないとお父の
佛を心をしるは法言へるや
馬鹿まゝにツツギのまゝい子をばけ

東様屋敷

衣類まゝまゝのあつたを母の
里芋の本のあつた女をばけ
口紅の的、口唇まゝのり
と編り子戒名とらん南を親父
里ゆくと夫いいきまゝの話し
女はまゝの舟をぬきしと比る

○大隈伯と早稲田大子と決る 十月十日の故
このめを結して早稲田大子と決る於山方絶つる由
及び余の四人(皆ゆをらるる)しと打掛を
伯を訪んせし。然く打掛を訪んせしとま
枝未束の大(款)つき伯の解決をとりん
ぬるん(向)てし。大(款)とま(向)を(向)て早
稲田大子と決る。即ち大(款)の(向)を(向)て決る
ん(向)を(向)て決る。現(向)の(向)を(向)て決る。左(向)大
お(向)を(向)て決る。これを決る(向)も決る
大(款)の(向)を(向)て決る。これを決る(向)も決る
社(向)の(向)を(向)て決る。これを決る(向)も決る

東林屋

あ(向)と(向)を(向)て決る。これを決る(向)も決る
叶(向)ん(向)は(向)を(向)て決る。これを決る(向)も決る
早(向)も(向)の(向)を(向)て決る。これを決る(向)も決る
体(向)の上(向)の(向)を(向)て決る。これを決る(向)も決る
第(向)一(向)の(向)を(向)て決る。これを決る(向)も決る
こ(向)を(向)を(向)て決る。これを決る(向)も決る
けん(向)せ
宣(向)を(向)を(向)て決る。これを決る(向)も決る
こ(向)を(向)を(向)て決る。これを決る(向)も決る
差(向)を(向)を(向)て決る。これを決る(向)も決る
と(向)を(向)を(向)て決る。これを決る(向)も決る

くもくくと大子の字の義あり付て之を
價扶をあらりし来んことんをのりて海も海
く見てもさうくもぬりねるもさし初
めさうことこも後さきに可成る事と而創る心
造るもんこと或るのへを初産其地を子孫
る也るの事さうし或るのへを先ち角任
の事人との事し之を子孫ま及る事と
其の事さきと海と海とぬるが、一扱ふ此等
り後七排中し新きしねるあるを以て祀るを
或るの地を祀るべき義ありしこと、ぬるも
産所成る事飲をかるる事とさし

東林堂


本夏祀ありしを祀る事とさし
遂に子孫の大子と曰ふことんをぬるを成
し之を余と先づ定款を立おる事と
引ゆる事とさし
し之を即ちちの任を承し之を是れと
直題とす子孫の事と法(國)に承し陰(外)に
事し定款を立行し之を承し之を承し之を承し
改正を加くことんを立し之を承し之を承し
く考定を定する事とさし又ちの任を示
し之を承し之を承し之を承し之を承し
之を承し之を承し之を承し之を承し

句の終止を加ふる事也(主款の未来のため改
正と云ふ事と物論を以て主とて未建此の二題
を移すも土地の題と決せんといふ事也
おしふの事物も動して主款を一と改めたるは
は別な異見を挿まんとし、此れ主款の
内例は行儀久相違をいふ事とす言ひ
を推するし得るおしふ事とす言ひ
るしといふと治まるといふ事、又此の
増減の事とす言ひ、此れ主款の
也を推する事とす言ひ、此れ主款の
已一人とす言ひ、此れ主款の



必要ありといふ事とす言ひ、此れ主款の
ハ作中に入るといふ事とす言ひ、又此
場を入るといふ事とす言ひ、此れ主款の
主款の事とす言ひ、此れ主款の
久くといふ事
此れ主款の土地の題とす言ひ、此れ主款の
此の事も主款の事とす言ひ、此れ主款の
主款の事とす言ひ、此れ主款の
此れ主款の事とす言ひ、此れ主款の
此れ主款の事とす言ひ、此れ主款の
此れ主款の事とす言ひ、此れ主款の
此れ主款の事とす言ひ、此れ主款の
此れ主款の事とす言ひ、此れ主款の

を悉くせん、これ迄免ゆる所とせんが、この人
とせし操業の隠微を以て、俗の甚むる向く
又ウキ下を得るをも少くせむが、俗に

せんは、うきとす、我に地を乞ふ不奪うと
俗に操業の事し、あつて言ふに、此の果隠の
土地と俗に十萬の同を部業の和り、
俗に傳りし、め、操業の事し、
の雑市の三枚目、同じ語を操業
る、
あつて、
田の、


度、
や、
七、
の、
の、

俗、
言、
也、

言、
言、

のる報りぶ思國へいんば自今分り
受けるといふこそ、此の家をひいひも
言ふと一萬の千由海はのるぬりるうと
そ...

光る角今現るみるこそ、傍をききと初業
報り十萬田と妻お其ゆり八の萬田
とガット二十萬田ひある、此の和子の
年又二萬田、そのま生治の事ゆり
一年一三萬田、即ち五萬田の事きき
どうしとてある、傍約とすんは出
まきい廿もさうい、二十年来自分



の流義を述べて来たところ、今又い
て切を述べたのも、遠慮ひある
傍約とあるも、積ひある

仰とある、一歩漸に十四年桂冠さ
る、其の...を記さる
の...朝をさうなとさる、自今
思ひの...、いん...はと...
聞ひ候の程を心へかき...
そ...し...の...馬...
引...と...、...
春の傍の...つ...る傍の...

高む者とそあはさま報に記しゆに御免
し十萬圓の借金をとる所も
漸次償却しつゝしる年々お金の
をせしむれども、
とるる九萬七千圓の
一りする約二萬圓の
どうら五萬圓の
九万控入するに
の控入するもの
るころのさし
あるとのたふ、三木と一
のたふ、三木と一



とるるの、
此の事より、
に、
伊を、
波いと、
ま、
を、
ひ、
も、
う、
と

不忠信のあつた者強奪の恐れあるもの
先角車等の人物を拜しと千ヨツト美徳
シあるを一概の人もふたふた思ふこと
きりしを此の人物のごとく思ふことなる
確たる禁であること云々

東林書院

早稻田大學定款

第一章 総則

第一條 本校は各種専門學術ヲ教授スルヲ以テ目的トスル
社団法人トス

第二條 本校ハ早稻田大學ト称ス

第三條 本校ハ東京府豊多摩郡戸塚村大字下戸塚六百四十七
番地ニ設置ス

第二章 資産

第四條 本校資産ハ別冊財産目録ニ掲載ス

第三章 維持負

第五條 本校、社員定員ハ五名以上十名以下トス

第六條 本校、社員ハ之ヲ維持員ト称ス

第七條 本校社員ハ

第八條 新社員ヲ加入セシムル時ハ社員中ヨリ之ヲ提議シ社員

総体ノ同意ヲ経ルヲ要ス

第九條 社員ハ尤、事由ニ因リ退任ス

一、死亡

二、禁治産

三、本人ノ解任ニヨリ社員総体同意シタルトキ

四、本人ヲ除ク外社員総体ノ同意ヲ以テ退任ヲ決議シ

タル件

第十條 社員カ有スル権利義務ハ其退任ト共ニ消滅スルヲ

第四章 社員總會

第十一條 社員總會ハ本校ニ關スル重要ナル事件ヲ決定ス

第十二條 社員總會ハ通常總會臨時總會ノ二種トス

第十三條 通常總會ハ毎年三月七月九月トス

第十四條 臨時總會ハ社員ノ請求ニ依リ之ヲ召集ス

第十五條 總會ヲ召集スルニ少クモ五日前ニ各社員ニ對シ通知ヲ發スル

ル通知ニ總會目的及其決議スル事項ヲ記載スルヲ要ス

第十六條 總會ノ議決ハ出席社員過半数ニ依ル

但シ法令若シテハ定款別段ノ規定アルトキハ以テ限リテラス

第五章 理事及監事

第十七條 本校ノ理事定員二人ニシテ其一人ヲ校長ト稱シ一人ヲ學

監ト稱ス

第十八條 校長及學監ハ總會ニ於テ社員中ヨリ社員過半数ヲ

以テ之ヲ選任ス其解任ニ月ニモ亦同シ

第十九條 理事ハ社員會ノ決議ニ基キ校務ヲ管理ス

第二十條 本校ノ監事定員二人又ハ二人トシ之ヲ會計監督ト稱ス

第二十一條 監事ハ總會ニ於テ社員總體過半数ヲ以テ之ヲ選任ス

第二十二條 監事ハ本校ノ會計ヲ監査ス

第二十三條 理事ノ任期ハ三年監事ノ任期ハ二年トス

第二十四條 理事又ハ監事ノ任期満了前ニ退職シタル場合ニ選

任セラレタル後任者ノ任期ハ前任者ノ任期ニ依ル

第六章 會計計算

第二十五條 本校ノ會計ハ社員會ノ決議ヲ以テ定メタル會計細則

ニ據リ之ヲ處理ス

第二十六條 理事ハ毎年通常總會ニ於テ會計ノ狀況ヲ報告シ

且ツ不足アル各社員ノ出資額ヲ定メテ之ヲ決議

ヲ求ムヘシ

第七章 教授會議

第二十七條 教授會議ハ教務ニ關スル事項ヲ議定ス

第二十八條 教授ノ方針教則ノ改正等凡テ教務ニ關スル重要ノ事

項ハ教授會議ノ評決ヲ經ルヲ要ス

第二十九條 教授會議議員ハ各部講師中ヨリ理事之ヲ推

薦ス

第三十條 教授會議ハ毎年七月理事之ヲ召集ス但必要

ノ場合ニハ臨時之ヲ召集ス

第八章 評議員會

第三十一條 本校ニ評議員ヲ置ク

第三十二條 評議員ノ定員ハ五十名トス

但シ地方校友ノ選舉ニ係ル評議員ハ定員外トス

第三十三條 評議員ハ尤ノ方法ニ依リ推薦又ハ選舉セラレタルモ

ニ囑托ス

一、創立者伯爵大隈重信並ニ社員ノ推薦 三十名

二、中央校友會ノ選舉 二十名

三、五十名以上ノ會員ヲ有スル地方校友會ノ選舉

第三十四條 評議員ノ任期ハ二年トス

第三十五條 社員ハ評議員會ニ出席スルヲ得

但シ其議決ニ與ルヲ得ズ

第廿六條 評議員ハ互選ヲ以テ其會長ヲ定ム

第廿七條 理事ハ評議員會ニ學事及會計ノ報告ヲナシ其承認ヲ求ムルヲ要ス

第廿八條 評議員會ハ其決議ヲ以テ社員會ニ其意見ヲ提出スルヲ得

第廿九條 評議員會ハ毎年七月理事之ヲ召集ス

但シ必要ナル場合ニ臨時ニ之ヲ召集スルヲアルベシ

第四十條 評議員會ハ定員五分一以上出席スニアザレバ議事ヲ開クヲ得ズ

第九章 定款変更

第四十條 定款ハ社員同意スニアザレバ之ヲ變更ス

ルヲ得ズ

○ 鏡下片言物 其業を海に死期を計り

きつてあつたはるおそき之を恥ぢます云々

かゝるをせきつゝいふと云つて云々

此の心相を(リウチメント)と云々

浪文にしてその事(ジャポ)に僕も云々

うゝゝんふのんもあつた云々

○ 尾行権を市に長ふ云々

之の事を用ひざる人(手紙)を云々

その事(市)に隠れ申す事(市)を云々

其の事(市)に隠れ申す事(市)を云々

その事(市)に隠れ申す事(市)を云々

その事(市)に隠れ申す事(市)を云々

その事(市)に隠れ申す事(市)を云々

その事(市)に隠れ申す事(市)を云々

何れの途隠ごとくふるまふに即ち本をおかすべし
あふみの時病かゝと扱あるる處もあつていふのみ
くみこふまゝの處あるまじき。市長と大僧侶
とを中つて之れを案とし思つて之れを紙に
職をさすまのこゝろあつて、市隠をいふを
時々其職を詮海する扱ふ思ふをいふ。漢語
臭味とさすを脱しきつて、其を心を得方
があらうとす。新し根世をあつていふ。老南
市隠とさすはあつていふ。

東林居士

也此の如夜をいふまゝくして、書も板も紙も
くしといふまゝに、是れ今より五十年前
も好む、大方の興味も覚えらるゝとて思
ふといふ。一ツある、これを世間の文界現
象と志願を附していふ。ある数十年前
の頃の廿二の年、此の頃、二十二年の
頃、いふ。その文界の出来は、凡
そ文界の風潮とていふ。此の頃、
すれども、又、海の大僧侶、
と扱ふ。其の張こまゝに、いふ。あ
つて、此の十年間の文界史をあらうとす

ぬは先づつていふ所の事大御所共判 ことごと
あつたといふ所なり

○秋山丹波と云ふ所まゝさうして一節あり。田
たむらひといふ所の事なほつて諸君をよすの
じや、あんなるも子民に義の事ひ、
かきこひの儀白をゆつて任じ、人七さう思ふところ
つゝなから要る細くまると同じに、大御所の事族
お井、安の娘ひあふ、而も此の事族をたき
使の儀式と可なりてさうな、よんあつて、秋山の
ことまゝに流義とき、丸ひもつた家柄ひあ
ふ、流名の秋山の事族、さうことといや



あつたが、お丹丹波の事あり、おんも此の事あり

そまをいふ事仕出しにこともさういふ事
遠いころが地に入るといふ事、死人に用ひるに
地ある事つて若し自後、いふ事あること
怪しむ事、事族ひあつとす、あの一とさ、
いふ、いふ事、あんの事、いふこと、さういふ
に、さういふ事、事族をたき、さういふ事
に、用ひ、さういふ事、儀式の事、いふ事、あ
ふ、さういふ事、の典儀をいふこと、さういふ
事、いふ事、さういふ事、日、いふ事、地、の
事、いふ事、さういふ事、いふ事、さういふ事

と者終し一なるしと美んしと、儀式の二つ
しるは福ありと出く其の徳をいれ
と文つそんれ

○秋山こゝれ此の流とや見えたりと悦も伊
孫候舞り送ふとやわが秋山も送りて送ふ余
おし合しそんれとやかくもれをあつと、
舞出りれといふと流の出れ其の中へ
誰れの日贈りものつるも見よ来えあつて
もよふ流し合つるも、向う後方の贈
えんを奉り来いそんれとや不しくし
●は舞詣り自らの舞儀をゆるまにせらる

東
楽
房
書

と美風をえんしと日次つる畢し世の事
と臣下のあし流り美と節候みせら
くともよろしく、いふまのほり出れ又と
わつも贈りもの、物あり衆目の視線
を流しれのと秋山は、大なる舞を放き
のこるわのあつとそんれ、こみへれと秋山の
三のつき、くら体伊集、舞出ゆい使ら
とそんれ、いふ、内日若くは、瑞使しそんれ
ら表面は瑞使、世の元と、俗つてを
ひきまこととさかん、の舞、式、の流、くとも
ひきまことと、舞、瑞使、の名、あつて

いけをもち嬉ぶる女の志をいふ歌をさる、大分
 のよきをききんたふ、其の返行の同じ位の
 傍のよきをきつたふをききんたふをききんたふ
 雨の瀧波を揮ふる波をききんたふをききんたふ
 此の返をききんたふをききんたふをききんたふ
 の秋の夕をききんたふをききんたふをききんたふ
 是に人なる角の夕をききんたふをききんたふ
 支ひ果ささうらなう、大分と左の切板
 びこし

俳諧温故展覽會を觀る 愚庵

芭蕉忌をかけた俳諧温故展覽會の催しがあるとの
 事で會場なる日本橋俱樂部を覗いたが、何がさて
 當時俳界の牛耳を握る秋聲會の幹部が全力を傾注
 したる効果ありて出品の多き千點以上に達したる
 由なるが會の面目を保たん爲め内審査を嚴重にし
 疑はしき物、尋常一様の物、及び締切後の出品は
 悉く之を刎ねたる爲め陳列せる現在品は約四百
 點ばかりであつた、何れも出品者銘々自慢の秘藏
 品とて粹を街ひ珍を競ひ古色蒼然たるもの雅趣
 す可きもの殆ど應接に追なき程であつた、其内さ
 つと子が目に映じたる重なるものを挙ぐれば
 季吟の畫及賛(出品者角田竹冷)▲言水の木枯の
 句五幅(田中子、松浦伯、末松男、清水晴風、竹葉
 亭)▲同上五十韻(川村黃甫)▲三千風の鴨立庵
 記(二宮松汀)▲山平の定家やうにて貸座敷あり
 村時雨及常矩の蛇の助かうらみのかねや花の暮
 (竹冷)▲宗因の道の記(雪中庵雀志)▲芭蕉の幻
 住庵記(土井通夫)▲同上梅か香の句(田中
 子爵)▲同上辛崎の句(老風堂永機)▲其角の大

短冊(竹冷)▲同上辛崎の句(老風堂永機)▲
 嵐雪の角力取の句(竹冷)▲宵柏の短冊(松浦伯
 爵)▲近松巢林の畫及賛(三澤素竹)▲大高子葉
 短冊(堀子爵)▲鬼貫の大字(黒須三松)▲去來
 の雪の門の句(伊藤松宇)▲才麿の短冊(大久保
 源兵衛)▲涼苑及團水目書讀(雀志)▲團水の色
 紙及び來山の短冊(素竹)▲蕪村筆蕉翁立像(田
 中子)▲月溪俳諧卷物(同上)▲月溪の俳諧繪(松
 宇)▲也右筆俳諧控書(櫻庭草村)▲抱一筆の其
 角句かるた(雀志)▲巢兆密畫(吉田水月)▲同上
 (晴風)
 などであるが尙ほ宗鑑守武を始め許六、西鶴、未
 得、惟然、越人、曾良、淡々、舍羅なんどの珍もあつ
 たが貞徳と素堂のが遂に見當らぬやうであつた、
 最も多きは芭蕉、其角、麥林、蕪村、也右、一茶物で
 千代女智月尼などが見れたが秋色の無かつたのは
 何うやら物足らぬ心地がした
 次に古器物を點検すれば
 二見文臺(田中子)▲村尾花文臺(堀子)▲長柄の女
 臺(松平康民子)▲蕪村の文臺(伊藤松宇)▲逗子
 入芭蕉木像及幻住庵額(松平氏)▲芭蕉常用の頭

陀筥(加藤鐵哉)▲同上矢立(齋藤辨之助)▲同上
旅硯(荒井閑窓)▲其角木像(川村鳥黒)▲同上實
印(齋藤政吉)

なんぢが其重なるものである、右の内劈唄に在る
芭蕉常用の二見文臺と云ふのは芭蕉庵に在る田
中宮相祕藏の絶品であるが角田竹冷子が俳道に篤
志なるを感ずるの餘り今回態々其夫人を展覽會場
に臨ませ親しく右の文臺を竹冷子に贈與せられた
さうである、洵に近來の美談なるのみならず復た
稀世の逸品なれば其文臺の景狀を紹介せんに、材
は杉を用ひ横曲尺一尺八寸四分縦一尺〇四分高さ
三寸七分にして表に二見が浦と扇面に松を蒔き
裏には翁の筆にて左の句がある

ふた見
うたかふな潮の花も浦の春

芭蕉

更に之を藏むる箱の蓋裏には水戸烈公の自筆にて
哀公道愛の四字を録し更に左の如き由來を附記し
てある
芭蕉翁桃青所持二見高文臺桃青門人史邦(根津
宿之助と云)授與之史邦其後江戸に來て佐々木

五郎右衛門に縁所あるより爰に滞留して永く旅
宿とす史邦病に臥して危きに至り此文臺をある
じ五郎右衛門に授之夫より代つて佐々木の家
に有之珍器とす然るを非是齋來道此道に心ざし
深く佐々木家より譲りうけて柴田の家に收むる
器となれり系譜一卷添之

極めて質素にして而かも飽まで雅趣に富み試みに
之を撫するの間風韻方に洒らんとするの趣が
ある、竹冷子たるものは非一杯かこらざる可から
ずである

巡覽更に架上に列せる俳書を覽れば寛永正保慶安
明暦萬治寛文延寶前後の古書約二百有餘冊悉く
竹冷藏の籍あるは眞に羨ましきの限りである、別
けて左の筑波類が残らず揃つて居る所などは實に
珍中の珍と言はざるを得ぬのである

宗鑑著新選大筑波四種(永正十一年版)▲貞徳著
鷹筑波五册(寛永十三年版)▲季吟著新續大筑
波九册(萬治三年版)▲蘭秀著後選大筑波四册
(延寶二年版)

ふた見(三六) 廿四

○昔の秋は秋の味もなかりしとて

鷹剣石亭の如く裂衣飲馬長江に
渴我甲るる糸戦袍紅おき是江南
也女血

と誰んのかげを問ふとく日露の段風風
城の梅つと影してあるは清なとこそふこと
かよふはとこそふもさうのやめなるもあめ
の秋の思ふんは秋の味もなかりしとて

○由良寺の文庫や回書殿をまじへること
そろう〜姫まつり生る秋の味もなかりしとて

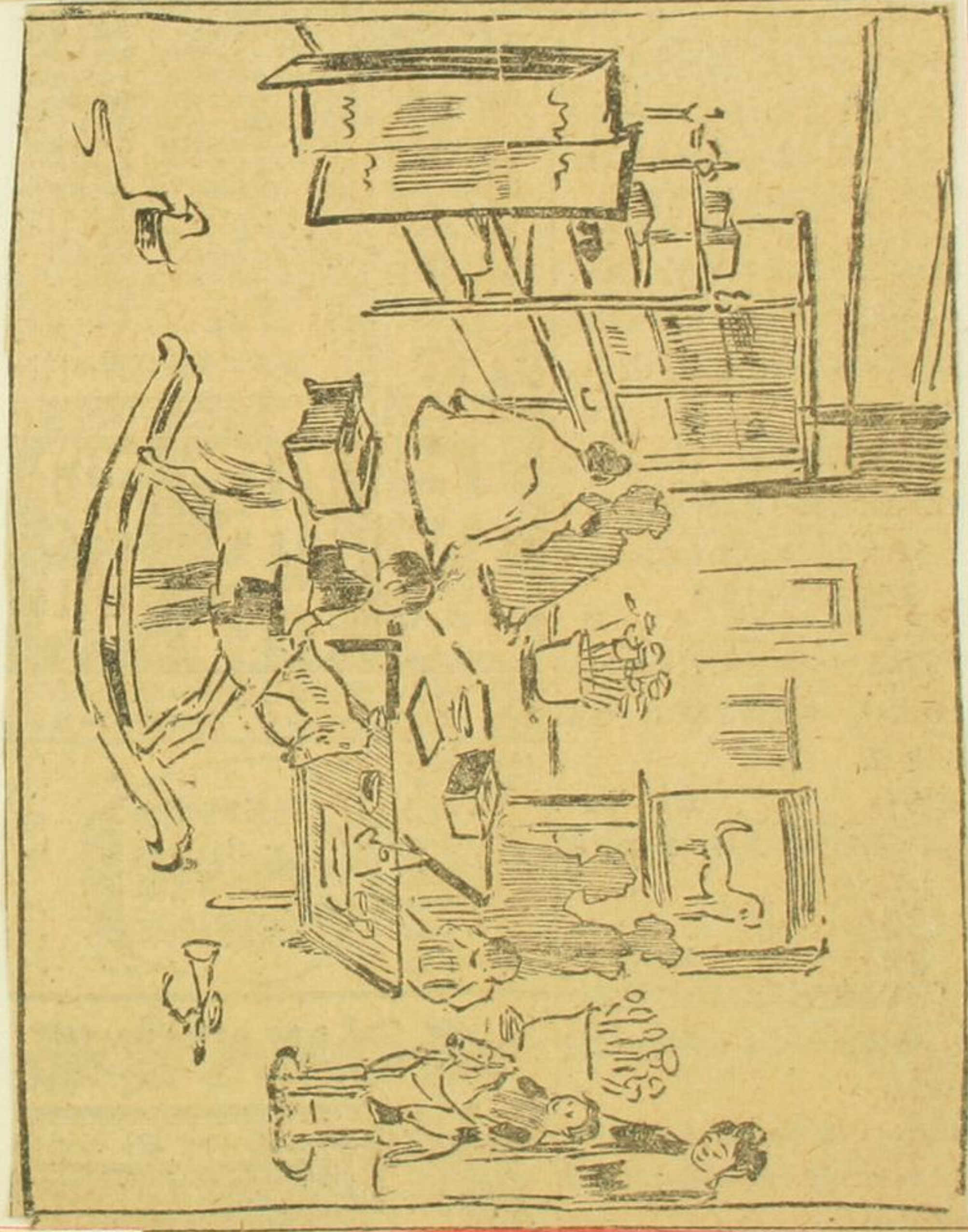
今中をこんが寺境の園を鋤く向を是れ也
と帳を録り付けしなりといとそは漢文を
しこめなきこととあはれむの旨又はあはれむ
を帳をいふおのこをよと破るる理する
そのまをいふ言ふぬ園の史料はあはれ寺境
園を鋤くをいふとけちの一二の故のなり
てあり

○此の流伝の事我の書意にけあはれ
寸の古物なることありといふは北の流伝の事なり
いふ録傳するの事ありあはれ人との故
へたをいふにやうに色録傳するの南

例は十三七例は二十部を廿三のちを
又強き著しく人の目を惹くこと録傳の手
前の御嶽さの前のやあまのね本とま
も肉をの角を傳へ二丁の間にちを
か三十一の録傳を並べてし即ち伝を
くるとし新をいふこととあはれむの
を録をいふ伝へ其の事あはれ二丁内
をいふことあり

○三井善助庵の書風を度しむる
換紙をよむとあはれなりと
しとる白木をよむとあはれなり

中庭の泉亦に向
 ひて設けられたる
 小供の遊戯室には
 女の兒男の兒夫
 々に備へ付られし
 玩具の數々、お馬
 車、風車、手
 毬、毬、毬、阿
 母さん、鉄線、錦
 織の花紅葉に目を
 争はれて見廻る間
 を待たされし兒の
 怒さみ盡さずこれ
 に飽れば池の錦魚
 に戯れ與るべくお
 守には女店員お
 り痒い所へ手の
 届く注意至れりこ
 いふべし



東洋製

の遊戯室にせしめんとすしと遊戯室を設け
 る一事も三井の以てんば一途の少くもま
 だなし、其趣をい行しよの少供のこつてん
 月のまのり遊し得るゆゑの十すのせ
 りしとれりてんしカ兒をまつ遊をり大敵
 也此大敵を防むの法と高き妻ありしめ
 たりんて海をりて得る白木車居りて
 遊をりてんし保れりてんし
 〇圖書の備はるる書目ありカードと
 ありカードとありてんしとありてんし
 をいふおしんてんしとありてんし

色金しと呼ぶもよし稱を得ざしとカード
取をと呼ぶもよしその名のしりふ其名の優劣
判知思ふにと申渡すも國、さしおくるは
と申すも、即ち色葉款函と名乗るこ
と不しりしりともさふ、今其に於て子謂
る色葉款函をさふ、いふを其の記文の
とあるところ、其の如様と曰とあるを心
のカード通函とある所のありと、此に
年三月廿三日發行す、色葉款
函と取、そのまゝは、とあるを左の
うら文を記す

東洋書院

色葉款函銀并序

文政十二年夏六月十日始造色葉款函蓋
倭漢所未聞也。如彼淵鑑類函、以函名之
則虽有似然其体裁於里朔猶為不便
夫用此器之法先涉獵羣書抄出故書
之冠藉、欲納之色葉函、抽匣之中、出
之而粘於冊、清者之而按者、目錄成焉。凡
古今天下之事、可集覽通者、於此後用
之、因取、則取教之、始可一閱辨知、于此實
非紛々擾々、苦於搜索者之款也。古云
器用利、則用力少、而成就、功衆也。函、以

不可謂博洽家之利器乎。録曰

類函始末

配音多差

四十七屬

九流百家

摠括所多

似理亂麻

目錄通考

成說何如

又... 此... 本邦... 抄... 其... 且... 又...

東洋原製

後々のもカード... 又...

A blank ledger page with 12 vertical columns and a red border. The columns are of varying widths, with the outermost columns being the widest. There are small red triangular marks on the left edge of the page.

東
林
堂
印

A blank ledger page with 12 vertical columns and a red border. The columns are of varying widths, with the outermost columns being the widest. There are small red triangular marks on the right edge of the page.

以下全て
白紙

明治三十六年十
月上浣起筆
春城字人